

百合ヶ丘デイサービスセンター  
通所介護 利用料金表

《令和6年4月1日より適用》

通所介護 【1回利用あたり】  
【1割負担】

要介護度	通常規模型通所介護費 (単位)	加算(単位)					介護費用計(円)	食事費(円)/回	合計(円)/回
		入浴介助(Ⅰ)	入浴介助(Ⅱ)	サービス体制強化 (Ⅰ)	個別機能訓練(Ⅰ)ロ	個別機能訓練(Ⅰ)イ			
要介護1	658	40	55	22	76	56	818	550	1,368
要介護2	777	40	55	22	76	56	940	550	1,490
要介護3	900	40	55	22	76	56	1,066	550	1,616
要介護4	1,023	40	55	22	76	56	1,193	550	1,743
要介護5	1,148	40	55	22	76	56	1,321	550	1,871

+

①個別機能訓練加算(Ⅱ)
②科学的介護推進体制加算
③認知症加算
④介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
⑤介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)
⑥介護職員等ベースアップ等支援加算
*令和6年6月より処遇改善加算が 1本化(④+⑤+⑥)⑦となります
⑦介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

【2割負担】

要介護度	通常規模型通所介護費 (単位)	加算(単位)					介護費用計(円)	食事費(円)/回	合計(円)/回
		入浴介助(Ⅰ)	入浴介助(Ⅱ)	サービス体制強化 (Ⅰ)	個別機能訓練(Ⅰ)ロ	個別機能訓練(Ⅰ)イ			
要介護1	658	40	55	22	76	56	1635	550	2,185
要介護2	777	40	55	22	76	56	1880	550	2,430
要介護3	900	40	55	22	76	56	2,132	550	2,682
要介護4	1,023	40	55	22	76	56	2,385	550	2,935
要介護5	1,148	40	55	22	76	56	2,642	550	3,192

+

①個別機能訓練加算(Ⅱ)
②科学的介護推進体制加算
③認知症加算
④介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
⑤介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)
⑥介護職員等ベースアップ等支援加算
*令和6年6月より処遇改善加算が 1本化(④+⑤+⑥)⑦となります
⑦介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

【3割負担】

要介護度	通常規模型通所介護費 (単位)	加算(単位)					介護費用計(円)	食事費(円)/回	合計(円)/回
		入浴介助(Ⅰ)	入浴介助(Ⅱ)	サービス体制強化 (Ⅰ)	個別機能訓練(Ⅰ)ロ	個別機能訓練(Ⅰ)イ			
要介護1	658	40	55	22	76	56	2,453	550	3,003
要介護2	777	40	55	22	76	56	2,820	550	3,370
要介護3	900	40	55	22	76	56	3,198	550	3,748
要介護4	1,023	40	55	22	76	56	3,577	550	4,127
要介護5	1,148	40	55	22	76	56	3,963	550	4,513

+

①個別機能訓練加算(Ⅱ)
②科学的介護推進体制加算
③認知症加算
④介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
⑤介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)
⑥介護職員等ベースアップ等支援加算
*令和6年6月より処遇改善加算が 1本化(④+⑤+⑥)⑦となります
⑦介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

《その他の加算等》

※① 個別機能訓練加算(Ⅱ) 20単位/月…機能訓練を実施しているすべての方が対象となります。

※② 科学的介護推進体制加算 40単位/月…すべての方が対象となります。

※③ 認知症加算60単位/日…日常生活自立度Ⅲ以上の方に対してのみ加算されます。

※④介護職員処遇改善加算Ⅰ(5.9%)・⑤介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(1.2%)・⑥介護職員等ベースアップ等支援加算(1.1%)・⑦介護職員等処遇改善加算Ⅰ(9.2%)

④…1月あたりの総単位数×0.059(加算率5.9%)×10.27(1単位の単価)の1割もしくは2割もしくは3割の金額(令和6年5月まで)

⑤…1月あたりの総単位数×0.012(加算率1.2%)×10.27(1単位の単価)の1割もしくは2割もしくは3割の金額(令和6年5月まで)

⑥…1月あたりの総単位数×0.011(加算率1.1%)×10.27(1単位の単価)の1割もしくは2割もしくは3割の金額(令和6年5月まで)

⑦1月あたりの総単位数×0.092(加算率9.2%)×10.27(1単位の単価)の1割もしくは2割もしくは3割の金額(令和6年6月から)

※入浴介助加算について、基本(Ⅰ)とし、ご自宅で入浴を希望される方は(Ⅱ)の算定となります。

※個別機能訓練加算(Ⅰ)イ・ロについて併用算定不可の為機能訓練指導員の配置状況によりいずれかとなります。

百合ヶ丘デイサービスセンター

《令和6年4月1日より適用》

介護予防・日常生活総合支援事業（通所介護型サービス）【1ヶ月利用あたり】

【1割負担】

要介護度	通常規模型介護予防通所介護費(単位)	加算(単位)		介護費用計(円)	食事費(円)/回	合計(円)
		サービス体制強化 I	科学的介護推進体制			
要支援1	1,798	88	40	1,937	550	2,487
要支援2	3,621	176	40	3,900	550	4,450

+

※1介護職員処遇改善加算 I
※2介護職員等特定処遇改善加算 I
※3介護職員等ベースアップ等支援加算
令和6年6月より処遇改善加算が 1本化(※1+※2+※3)※4となります
※4介護職員等処遇改善加算 I

【2割負担】

要介護度	通常規模型介護予防通所介護費(単位)	加算(単位)		介護費用計(円)	食事費(円)/回	合計(円)
		サービス体制強化 I	科学的介護推進体制			
要支援1	1,798	88	40	3,874	550	4,424
要支援2	3,621	176	40	7,799	550	8,349

+

※1介護職員処遇改善加算 I
※2介護職員等特定処遇改善加算 I
※3介護職員等ベースアップ等支援加算
令和6年6月より処遇改善加算が 1本化(※1+※2+※3)※4となります
※4介護職員等処遇改善加算 I

【3割負担】

要介護度	通常規模型介護予防通所介護費(単位)	加算(単位)		介護費用計(円)	食事費(円)/回	合計(円)
		サービス体制強化 I	科学的介護推進体制			
要支援1	1,798	88	40	5,811	550	6,361
要支援2	3,621	176	40	11,699	550	12,249

+

※1介護職員処遇改善加算 I
※2介護職員等特定処遇改善加算 I
※3介護職員等ベースアップ等支援加算
令和6年6月より処遇改善加算が 1本化(※1+※2+※3)※4となります
※4介護職員等処遇改善加算 I

- ※1 介護職員処遇改善加算 I …当月利用単位数×0.059(加算率5.9%)×10.27(1単位の単価)の1割もしくは2割もしくは3割の金額(令和6年5月まで)
- ※2 介護職員等特定処遇改善加算 I …当月利用単位数×0.012(加算率1.2%)×10.27(1単位の単価)の1割もしくは2割もしくは3割の金額(令和6年5月まで)
- ※3 介護職員等ベースアップ加算…当月利用単位数×0.011(加算率1.1%)×10.27(1単位の単価)の1割もしくは2割もしくは3割の金額(令和6年5月まで)
- ※4 介護職員等処遇改善加算 I …当月利用単位数×0.092(加算率9.2%)×10.27(1単位の単価)の1割もしくは2割もしくは3割の金額(令和6年6月から)
- ※ 科学的介護推進体制加算 40単位/月…すべての方が対象となります。

百合ヶ丘デイサービスセンター プチゆり倶楽部

《令和6年4月1日より適用》

介護予防・日常生活総合支援事業（通所介護型サービス）【1ヶ月利用あたり】

【1割負担】

要介護度	通常規模型介護予防通所介護費(単位)	加算(単位)		介護費用計(円)	事業所連携加算<円>	合計(円)
		サービス体制強化 I				
要支援1	1,620	88		1,755	103	1,858
要支援2	3,183	176		3,360	103	3,463

+

※1介護職員処遇改善加算 I
※2介護職員等特定処遇改善加算 I
※3介護職員等ベースアップ等支援加算
令和6年6月より処遇改善加算が 1本化(※1+※2+※3)※4となります
※4介護職員等処遇改善加算 I

【2割負担】

要介護度	通常規模型介護予防通所介護費(単位)	加算(単位)		介護費用計(円)	事業所連携加算<円>	合計(円)
		サービス体制強化 I				
要支援1	1,620	88		3,509	206	3,715
要支援2	3,183	176		6,719	206	6,925

+

※1介護職員処遇改善加算 I
※2介護職員等特定処遇改善加算 I
※3介護職員等ベースアップ等支援加算
令和6年6月より処遇改善加算が 1本化(※1+※2+※3)※4となります
※4介護職員等処遇改善加算 I

【3割負担】

要介護度	通常規模型介護予防通所介護費(単位)	加算(単位)		介護費用計(円)	事業所連携加算<円>	合計(円)
		サービス体制強化 I				
要支援1	1,620	88		5,308	309	5,617
要支援2	3,183	176		10,078	309	10,387

+

※1介護職員処遇改善加算 I
※2介護職員等特定処遇改善加算 I
※3介護職員等ベースアップ等支援加算
令和6年6月より処遇改善加算が 1本化(※1+※2+※3)※4となります
※4介護職員等処遇改善加算 I

- ※1 介護職員処遇改善加算 I …当月利用単位数×0.059(加算率5.9%)×10.27(1単位の単価)の1割もしくは2割もしくは3割の金額(令和6年5月まで)
  - ※2 介護職員等特定処遇改善加算 I …当月利用単位数×0.012(加算率1.2%)×10.27(1単位の単価)の1割もしくは2割もしくは3割の金額(令和6年5月まで)
  - ※3 介護職員等ベースアップ加算…当月利用単位数×0.011(加算率1.1%)×10.27(1単位の単価)の1割もしくは2割もしくは3割の金額(令和6年5月まで)
  - ※4 介護職員等処遇改善加算 I …当月利用単位数×0.092(加算率9.2%)×10.27(1単位の単価)の1割もしくは2割もしくは3割の金額(令和6年6月から)
- 注)要支援2で週1回ご利用の方については、要支援1の単位が適用されます(サービス体制強化 I については要支援2が適用)